

川崎市一時保育事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市一時保育事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、一時保育事業（以下「事業」という。）を実施する場合の取扱いについて定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

(職員体制)

第2条 この事業は、事業担当職員のほか、必要に応じて事業担当職員以外の職員の協力を得て行うことができる。ただし、その場合は、保育の実施の対象児童を含め、児童の処遇に支障のないよう十分留意すること。

(利用事由)

第3条 事業の利用事由は次の表のとおりとする。

利用区分	利用事由
非定型的保育	就労、就学、養護学校・施設等への通学・通所の介助、通院など
緊急・一時保育	(社会的理由) 就労、傷病、通院、入院、通院・入院等の介助、出産、職安手続き、就職面接、冠婚葬祭など (私的理由) カルチャースクール、買物、映画、演劇、コンサート、公演会など

(利用承認期間)

第4条 利用承認期間は次のとおりとする。

(1) 非定型的保育

利用承認期間は、利用当該年度の末までの必要な期間とし、翌年度も利用を希望するときは、再度利用申請書を提出させるものとする。

(2) 緊急・一時保育

利用承認期間は、週1日程度利用する場合は(1)と同様とし、連続して利用する場合は14日間を限度として承認する。なお、14日を経過しても、対象児童としての要件を継続しているときは、再度利用申請書を提出させ、14日間を限度として継続承認することができる。再度利用継続をした児童が、さらに対象児童としての要件を継続しているときは、保育課に協議をするものとする。

(利用承認保留児童の把握)

第5条 事業実施保育所の長は、非定型的保育の利用承認を保留している児童について、引き続き利用の意思の有無を年1回は確認するものとする。

(保護者の費用負担の区分)

第6条 要綱第13条に規定する保護者の費用負担の区分は次のとおりとする。

(1) 児童の年齢は、当該年度の初日の前日の年齢による。

(2) 被保護世帯は、利用当日に生活保護法による生活保護を受給している世帯をいう。

(3) 市民税非課税世帯は、その児童と同一世帯に属している保護者のいずれもが当該年度市民税非課税の世帯及び保護者が、川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運

用を定める要綱第3条に掲げる要件を満たす場合に、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同第12号に規定する寡夫であるとみなし、同第295条第1項第2号の適用により当該年度市民税非課税相当となる世帯をいう。ただし、4月から6月までは、前年度市民税非課税の世帯と同様の条件により前年度市民税非課税相当となる世帯とする。

(被保護証明等の提出)

第7条 保護者は、前条に規定する被保護世帯及び市民税非課税世帯に該当する場合は、次の証明書を事業実施保育所の長に提出するものとする。

- (1) 被保護世帯については、福祉事務所の発行する被保護証明書
- (2) 市民税非課税世帯については、市民税非課税証明書又は市民税非課税相当となることを証する書類及び川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第4条に規定する書類

第8条 事業実施保育所の長は、各月の利用料（飲食物費を含む。）を事前に徴収することができる。

(利用の取消し)

第9条 保護者は、利用の取消しをする場合は、利用日の前の直近の事業実施日までに、その旨を事業実施保育所の長に申し出なければならない。

2 前項による申出がなかった場合は、利用料は返還しない。

(異動の届)

第10条 非定型的保育を利用している保護者は、児童及び保護者の状況等に変更があった場合、並びに、非定型的保育の利用を辞退しようとする場合は、速やかに、事業実施保育所の長に、その旨を届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

(平成8年9月30日付け8川民育第345号市長決裁)

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成26年4月1日からこの要領の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、事業を利用した児童の保護者で、第6条第3号に規定する当該年度市民税非課税相当となる世帯及び前年度市民税非課税相当となる世帯に属するものが、施行日から同年10月31日までの間に川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第5条に定めるところにより市長に申請した場合には、同年4月1日から適用する。